

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 1 2 日

令和8年松戸市農業委員会2月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年2月12日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	3番	横山定勝
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

2番 杉浦勇司

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	岡野衛
主査	加瀬直紀		

1. 事務局出席職員

事務局長	橋本貢一	補佐	武井博子
係長	横田智之	主事	加藤翔龍

開会 午前10時00分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年2月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。
しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、横山定勝委員、議席番号5番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。
よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号となっております。

なお、報告事項については第1号から第8号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 農政課松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきましては1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件1件、農地銀行からの移行案件1件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付しております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンク色の表紙の冊子でお配りしております参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は田で、面積は1,044平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、水稻を主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は522平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ・キャベツを主体に栽培する計画です。

以上2件、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本案件は、あらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第2審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

先週の2月4日水曜日、議案第1号審査のため第1審査会第2班が招集され、審査会の座長を私が務めたのでご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員と私で、4名により詳細に審議をいたしました。

審査会では農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断いたしましたので、原案に賛成したいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま、座長より承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては原案のとおり承認をいたしました。農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書2ページ、報告事項1から、10ページの報告事項8について、ご報告させていただきます。

まず2ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、12月分として相続による所有転により2件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、3ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、3ページに記載のとおり、12月分として、田1件、110平方メートル、畑7件、2,770平方メートル、合計8件、2,880平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、4ページから5ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地

転用届出についてですが、5 ページに記載のとおり、田 2 件、1,350 平方メートル、畑15件、7,446 平方メートル、合計17件、8,796 平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、6 ページ、報告事項 4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より 1 件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、7 ページ、報告事項 5 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1 件を県知事宛に送付いたしました。

次に、8 ページ、報告事項 6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1 件交付をいたしました。また、引き続き験経営を行っている旨の証明書は 8 件交付しました。

次に、9 ページ、報告事項 7 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、1 件の報告がありました。

次に、10 ページ、報告事項 8 農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査の結果についてですが、令和 7 年度の市街化調整区域の遊休農地は、表の右下に記載のとおり 35 筆、2 万 6,956 平方メートルでした。市街化区域の農地については該当ありませんでした。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 8 年 2 月総会を終了いたします。

閉会 午前 10 時 10 分